

第十四類 航空 航空機番號附與法及其ノ表示方

鈴鹿海軍航空隊	ス
大井海軍航空隊	オキ
上海海軍航空隊	シヤ
青島海軍航空隊	セイ
相模野海軍航空隊	サカ
第二相模野海軍航空隊	2サカ
追濱海軍航空隊	オヒ
藤澤海軍航空隊	フヂ
河和海軍航空隊	カウ
郡山海軍航空隊	コリ
第二郡山海軍航空隊	2コリ
香取海軍航空隊	カト
人吉海軍航空隊	ヒト
岡崎海軍航空隊	オカ
第二岡崎海軍航空隊	2オカ
第二出水海軍航空隊	2イツ
申良海軍航空隊	クシラ

100未滿

100以上  
200未滿  
300未滿

300以上  
400未滿

400以上  
500未滿

500以上  
600未滿

600以上  
700未滿  
800以上

三三六ノ三

〔内二十一〕 二六五

第十四類 航空 航空機番號附與法及其ノ表示方

第二臺南海軍航空隊	2	タイ
垂水海軍航空隊		タル
第二鹿屋海軍航空隊	2	カヤ
洲ノ埼海軍航空隊		スサ
土浦海軍航空隊		ツチ
三重海軍航空隊		ミエ
美保海軍航空隊		ミホ
倉敷海軍航空隊		クラ
浦戸海軍航空隊		ウラ
松山海軍航空隊		マツ
福岡海軍航空隊		フク
鹿兒島海軍航空隊		カコ
横須賀海軍航空隊		ヨ
館山海軍航空隊		タ
父島海軍航空隊		チチ
大湊海軍航空隊		オミ
吳海軍航空隊		ク

●飛行機推進用動力タル噴進器及同  
附屬品ノ整備取扱擔當區分ニ關ス  
ル件

昭和十九年十一月十五日  
軍務一機密第一〇八五號

(海軍省軍務局長ヨリ關係各廳長宛)

飛行機推進用動力タル噴進器及同附屬品ノ整備取  
扱擔當區分ニ關スル件通知

首題ノ件艦船部隊ニ於テハ掌整備兵之ヲ擔當スル義ト了知相成  
度

第十四類 航空 飛行機推進用動力タル噴進器及同附屬品ノ整備取扱擔當區分ニ關スル件

二四二ノ一五

〔内二十一〕 二六七

- 九九式二十耗二號固定機銃二型
- 金星發動機五一型、同五二型、同五三型、同五四型、榮發動機二一型、同二二型、アツタ發動機二一型
- 一式七耗九旋回機銃一型
- 豫備落下傘
- 九六式陸上攻撃機二三型、九七式飛行艇二三型
- 零式水中聽音機
- 九六式水壓ポンプ一型、同二型
- 火星發動機一五型
- 二式哨信機
- 一號除毒劑、二號除毒劑、三號除毒劑、四號除毒劑
- 九三式三號防毒面、九三式四號防毒面、九七式四號防毒面
- 囊二號擊發火管四型
- 九六式魚雷
- 二式練習戰鬥機
- 九九式艦上爆撃機二二型

第十五類 兵器 各種兵器採用一覽

同	昭和一八年內令兵一
同	內令兵五六
同	內令兵五九
同	內令兵六一
同	內令兵六二
同	內令兵六四
同	內令兵六八
同	內令兵六九
同	內令兵七〇
同	內令兵七二
同	內令兵七三
同	內令兵七七
同	內令兵七九
同	內令兵八六
同	內令兵九三

第十五類 兵器 各種兵器採用一覽

- 二式中方位測定機一型
- 零式艦上戦闘機二三型、零式艦上戦闘機三三型
- 八八式信管二型、二式信管、零式時限信管
- 一式一號爆擊照準器一型
- 九二式魚雷改一
- 二式磁氣探知機一型、同一型
- 二式一號射出機一〇型
- 初風發動機一一型
- 二式陸用高射裝置、同改一、同改二
- 三式短方位測定機一型
- 零式輸送機二二型
- 特二式戰車
- 一式落下傘特型改一
- 二式爆發尖
- 二式陸上初步練習機一一型、二式陸上中間練習機一一型

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和一八年内令兵五
																			内令兵六
																			内令兵七
																			内令兵一〇
																			内令兵二
																			内令兵一九
																			内令兵二〇
																			内令兵二一
																			内令兵二五
																			内令兵二六
																			内令兵二八
																			内令兵三一
																			内令兵三二
																			内令兵三四
																			内令兵三五

昭和十九年内令兵八八

八一〇ノ一〇

昭和十八年内令兵八八

- 火星發動機二一型、二三型、二三甲型、二五型、譽發動機一一型
- 二式魚雷、二式縱舵機
- 三式雷雲測定機
- 四式轉輪水平儀
- 彗星二一型、天山一二型、白菊一一型、白菊一二型、零式練習用戰鬥機、零式練習用水上偵察機、若草一一型、零式
- 三式一號航空機雷一型
- 三式八極迫擊砲
- 二式三十耗固定機銃一型
- 二式五〇番通常爆彈一型
- 四十口徑十五極砲鐵藥莢、四十口徑十二極七高角砲鐵藥莢一型、四十五口徑十二極高角砲鐵藥莢一型、四十五口徑十二極一號鐵藥莢、同二號鐵藥莢、四十口徑十二極砲鐵藥莢、六極砲鐵藥莢、十五極砲對潛彈、十四極砲對潛彈、十二極砲對潛彈、十二極砲對潛彈、八極砲對潛彈、二十極噴進砲一型、四式二十極噴進通常彈、三式八極迫擊砲二型、三式八極迫擊砲通常彈、同燒夷彈、同照明彈、同阻塞彈、同阻塞彈改一、短二十極砲四式燒夷彈、四十五口徑十二極高角砲四式燒夷彈、二號二十極砲三式照明彈、十五極五砲三式照明彈、五十口徑十五極砲三式照明彈、五十口徑十四極砲三式照明彈、五十口徑十二極七砲三式照明彈、四十口徑十二極七高角砲三式照明彈、四十五口徑十二極高角砲三式照明彈、四十五口徑十二極砲三式照明彈、四式噴進彈著

第十五類 兵器 各種兵器採用一覽

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
內令兵五四	內令兵四五	內令兵三九	內令兵三一	內令兵二六	內令兵一九	內令兵一八	內令兵一五	內令兵一四	內令兵一二	內令兵一二

八一〇ノ一三

昭和十九年內令兵六二

第十五類 兵器 各種兵器採用一覽

發信管、三式八種迫擊砲二働信管、特三式內火艇、特四式內火艇一型、九六式二十五耗二聯裝機銃四型改一、九六式二十五耗三聯裝機銃四型改一、四式射擊裝置一型、九四式四十種砲零式通常彈、同三式燒霰彈、同零式演習彈、四十種砲零式通常彈、同三式燒霰彈、同零式演習彈、三十六種砲零式通常彈、同三式燒霰彈、同零式演習彈、二號二十種砲三式燒霰彈改一、五十口徑十二種七砲三式燒霰彈改一、四十口徑十二種七高角砲三式燒霰彈改一

- 三式一號探知機
- 二式六番二十一號爆彈二型
- 三式投射機、同一型、同二型
- 三式二五番四號爆彈一型
- 「アツタ」發動機三二型、同三二型
- 三式一番二十八號爆彈一型
- 直結發電機一〇型
- 三式六番三號爆彈一型
- 二式二五番三號爆彈二型

同 同 同 同 同 同 同 同  
 同 同 同 同 同 同 同 同  
 內令兵五六  
 內令兵五七  
 內令兵六三  
 內令兵六六  
 內令兵七四  
 內令兵七四  
 內令兵七七  
 內令兵八〇  
 內令兵八一  
 內令兵八四

### ●海軍潜水艦乗員身體検査戰時特例

昭和十九年十一月十三日  
官房醫機密第九號

海軍潜水艦乗員身體検査戰時特例左ノ通定ム

海軍潜水艦乗員身體検査戰時特例

大東亞戰爭中海軍潜水艦乗員身體検査ニ關シ左ノ各號ニ規定スル事項ニ付テハ海軍身體検査規則及海軍身體検査手續ニ拘ラズ本令ニ依ルコトヲ得

一 海軍身體検査規則別表第六ノ規格ヲ左ノ通トス

備考	准士官				下士官				兵			
	以上	大年以上	大年未滿	七年未滿	大年未滿	七年未滿	大年未滿	七年未滿	大年未滿	七年未滿	大年未滿	七年未滿
身長(種)	(一五五.〇)	(一六〇.〇)	(一五五.〇)	(一五〇.〇)	(一五〇.〇)	(一四五.〇)	(一四〇.〇)	(一三五.〇)	(一三〇.〇)	(一三五.〇)	(一三〇.〇)	(一二五.〇)
體重(種)	(四七.〇)	(五〇.〇)	(四七.〇)	(四三.〇)	(四三.〇)	(四〇.〇)	(三七.〇)	(三三.〇)	(三三.〇)	(三〇.〇)	(二七.〇)	(二四.〇)
胸圍(種)	六〇.〇	六〇.〇	六〇.〇	五七.〇	五七.〇	五四.〇	五一.〇	四八.〇	四八.〇	四五.〇	四二.〇	三九.〇
肺活量(立種)	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	一,七〇〇	一,四〇〇	一,一〇〇	一,一〇〇	一,〇〇〇	九〇〇	八〇〇
握力(種)	三三.〇	三三.〇	三三.〇	三〇.〇	三〇.〇	二七.〇	二四.〇	二一.〇	二一.〇	一九.〇	一七.〇	一五.〇
呼吸保留(秒)	四八.〇	四八.〇	四八.〇	四六.〇	四六.〇	四四.〇	四二.〇	四〇.〇	四〇.〇	三八.〇	三六.〇	三四.〇
備考	身長及體重ノ各項中括弧内ノ規格ヲ超ユル者ハ之ヲ不合格トス											

二 採用検査ニ於テ實施スル身體検査項目ヲ左ノ通トス但シ

第十七類 雜 款 海軍潜水艦乗員身體検査戰時特例

尿、血液、赤血球沈降速度及血壓ハ必要ト認ムル場合ノミ之ヲ實施スルモノトス

- 三 定期検査及臨時検査ハ狀況ニ依リ之ヲ省略スルコトヲ得
- (一) 遺傳及既往歴
  - (二) 齒
  - (三) 牙身身長
  - (四) 體重
  - (五) 胸圍
  - (六) 肺活量
  - (七) 握力
  - (八) 胸部エックス線検査
  - (九) 胸部エックス線検査
  - (十) 腹部
  - (十一) 尿管
  - (十二) 尿管
  - (十三) 尿管
  - (十四) 尿管
  - (十五) 尿管
  - (十六) 尿管
  - (十七) 尿管
  - (十八) 尿管
  - (十九) 尿管
  - (二十) 尿管
  - (廿一) 尿管
  - (廿二) 尿管
  - (廿三) 尿管
  - (廿四) 尿管
  - (廿五) 尿管
  - (廿六) 尿管
  - (廿七) 尿管
  - (廿八) 尿管
  - (廿九) 尿管
  - (三十) 尿管
  - (三十一) 尿管
  - (三十二) 尿管
  - (三十三) 尿管
  - (三十四) 尿管
  - (三十五) 尿管
  - (三十六) 尿管
  - (三十七) 尿管
  - (三十八) 尿管
  - (三十九) 尿管
  - (四十) 尿管
  - (四十一) 尿管
  - (四十二) 尿管
  - (四十三) 尿管
  - (四十四) 尿管
  - (四十五) 尿管
  - (四十六) 尿管
  - (四十七) 尿管
  - (四十八) 尿管
  - (四十九) 尿管
  - (五十) 尿管
  - (五十一) 尿管
  - (五十二) 尿管
  - (五十三) 尿管
  - (五十四) 尿管
  - (五十五) 尿管
  - (五十六) 尿管
  - (五十七) 尿管
  - (五十八) 尿管
  - (五十九) 尿管
  - (六十) 尿管
  - (六十一) 尿管
  - (六十二) 尿管
  - (六十三) 尿管
  - (六十四) 尿管
  - (六十五) 尿管
  - (六十六) 尿管
  - (六十七) 尿管
  - (六十八) 尿管
  - (六十九) 尿管
  - (七十) 尿管
  - (七十一) 尿管
  - (七十二) 尿管
  - (七十三) 尿管
  - (七十四) 尿管
  - (七十五) 尿管
  - (七十六) 尿管
  - (七十七) 尿管
  - (七十八) 尿管
  - (七十九) 尿管
  - (八十) 尿管
  - (八十一) 尿管
  - (八十二) 尿管
  - (八十三) 尿管
  - (八十四) 尿管
  - (八十五) 尿管
  - (八十六) 尿管
  - (八十七) 尿管
  - (八十八) 尿管
  - (八十九) 尿管
  - (九十) 尿管
  - (九十一) 尿管
  - (九十二) 尿管
  - (九十三) 尿管
  - (九十四) 尿管
  - (九十五) 尿管
  - (九十六) 尿管
  - (九十七) 尿管
  - (九十八) 尿管
  - (九十九) 尿管
  - (一百) 尿管

〔内二十一〕 二七三



第一類 編制 戰時編制實施中ノ海軍航空隊編制

第一相模野海軍航空隊	第二相模野海軍航空隊	藤澤海軍航空隊	第一岡崎海軍航空隊	第二岡崎海軍航空隊	第三岡崎海軍航空隊	洲ノ埼海軍航空隊	田浦海軍航空隊	垂水海軍航空隊	土浦海軍航空隊	三重海軍航空隊	美保海軍航空隊	松山海軍航空隊	西條海軍航空隊	福岡海軍航空隊	小富士海軍航空隊
陸上攻撃機	陸上攻撃機	艦上攻撃機	艦上攻撃機	艦上攻撃機	練習機	艦上攻撃機	艦上攻撃機	艦上攻撃機	練習機	練習機	練習機	練習機	練習機	練習機	練習機
半隊	半隊	半隊	半隊	半隊	六隊	半隊	半隊	半隊	半隊	半隊	半隊	半隊	六隊	半隊	半隊

橫須賀海軍航空隊										宇和島海軍航空隊	寶塚海軍航空隊	西ノ宮海軍航空隊	高野山海軍航空隊	奈良海軍航空隊	高知海軍航空隊
飛行艇	陸上攻撃機	艦上攻撃機	陸上爆撃機	艦上爆撃機	陸上戦闘機(丙)	陸上戦闘機(乙)	陸上戦闘機(甲)	陸上偵察機	水上偵察機	練習機	練習機	練習機	練習機	練習機	練習機
半隊	半隊	半隊	半隊	半隊	半隊	半隊	半隊	半隊	一隊	半隊	半隊	半隊	半隊	半隊	八隊

〔軍極内九〕

第一類 編制 戰時編制實施中ノ海軍航空隊編制

吳海軍航空隊	水上偵察機	一隊
佐伯海軍航空隊	水上偵察機	二隊半
	哨戒機	一隊
	飛行艇	半隊
築城海軍航空隊	練習機	九隊
第二鹿屋海軍航空隊	艦上攻撃機	半隊
申良海軍航空隊	艦上攻撃機	半隊
鹿兒島海軍航空隊	練習機	半隊
第二出水海軍航空隊	艦上攻撃機	半隊
北東海軍航空隊	艦上攻撃機	半隊
關東海軍航空隊		
南方諸島海軍航空隊		
九州海軍航空隊		
南西諸島海軍航空隊		
臺灣海軍航空隊		
中支海軍航空隊		
マリアナ海軍航空隊		

東カロリン海軍航空隊	水上偵察機	半隊
	陸上偵察機	半隊
	陸上戦闘機(甲)	半隊
	陸上戦闘機(丙)	半隊
西カロリン海軍航空隊		
北菲海軍航空隊		
中菲海軍航空隊		
南菲海軍航空隊		
濠北海軍航空隊		
馬來海軍航空隊		
東印海軍航空隊		
第一一海軍航空隊	艦上戦闘機	一隊半
第一二海軍航空隊	艦上爆撃機	一隊半
第一三海軍航空隊	陸上攻撃機	一隊半
第三一海軍航空隊	練習機	十二隊
第三二海軍航空隊		
第三三海軍航空隊		

第一類編制 戰時編制實施中ノ海軍航空隊編制

第三三三海軍航空隊									
第一四一海軍航空隊									
第一五三海軍航空隊									
第二〇一海軍航空隊									
第二〇三海軍航空隊									
第二〇五海軍航空隊									
第二一〇海軍航空隊	陸上偵察機							一	隊
	陸上戦闘機(甲)							二	隊
	陸上戦闘機(乙)							二	隊
	陸上戦闘機(丙)							半	隊
	艦上爆撃機							一	隊
第二二一海軍航空隊	艦上攻撃機							一	隊
	陸上戦闘機(乙)							二	隊
第二五二海軍航空隊									
第三〇二海軍航空隊									
第三二二海軍航空隊	陸上戦闘機(丙)							一	隊半
	陸上戦闘機(乙)							一	隊

第三三二海軍航空隊									
第三三三海軍航空隊									
第三四一海軍航空隊									
第三四三海軍航空隊									
第三五二海軍航空隊									
第三八一海軍航空隊	水上戦闘機							半	隊
	陸上戦闘機(乙)							二	隊
第六〇二海軍航空隊	陸上戦闘機(丙)							半	隊
	水上偵察機							一	隊
第六三二海軍航空隊									
第六三四海軍航空隊									
第七〇一海軍航空隊									
第七〇六海軍航空隊									
第七二一海軍航空隊									
第七三二海軍航空隊	陸上戦闘機(甲)							一	隊
	艦上爆撃機							一	隊
	陸上攻撃機							半	隊

〔軍種内九〕

第七五二海軍航空隊		第七六一海軍航空隊		第七六二海軍航空隊		第七六三海軍航空隊		第七六五海軍航空隊		第八〇一海軍航空隊		第九〇一海軍航空隊		第九〇三海軍航空隊		第九三二海軍航空隊			
								飛行艇	水上偵察機	陸上偵察機(甲)	陸上戰闘機(乙)	艦上攻撃機	陸上攻撃機	哨戒機	飛行艇	水上偵察機	艦上攻撃機	艦上攻撃機	
								一隊半	四隊	一隊	一隊	一隊	一隊	二隊半	一隊	五隊半	一隊	半隊	二隊

第九三六海軍航空隊		第九五一海軍航空隊		九五五海軍航空隊		九五八海軍航空隊		第一〇〇一海軍航空隊		第一〇二二海軍航空隊		第一〇二二海軍航空隊		第一〇八一海軍航空隊	
水上偵察機	哨戒機	水上偵察機	陸上戰闘機(乙)	陸上攻撃機	哨戒機	水上偵察機	水上偵察機	艦上戰闘機	艦上爆撃機	輸送機	輸送機	輸送機	陸上戰闘機(甲)	艦上爆撃機	輸送機
一隊半	四隊	五隊	一隊	一隊	二隊	二隊半	一隊半	一隊	一隊	二隊	一隊	一隊	一隊	一隊	二隊半

●特設海軍飛行隊編制

昭和十九年三月四日  
内令第三百九十七號

改正 昭和十九年第四一號  
特設海軍飛行隊編制左ノ通定メラル

〔軍種内九〕

特設海軍飛行隊編制		機種		隊數
飛行隊	機種	機種	機種	隊數
戦闘第一乃至第四〇〇飛行隊	陸上戦闘機(甲)	又陸上戦闘機	陸上戦闘機	二隊
戦闘第四〇一乃至第八〇〇飛行隊	陸上戦闘機(乙)	陸上戦闘機(丙)	陸上戦闘機(丙)	二隊
戦闘第八〇一乃至第一〇〇〇飛行隊	陸上戦闘機(丙)	陸上戦闘機(丙)	陸上戦闘機(丙)	一隊
攻撃第一乃至第二〇〇飛行隊	艦上攻撃機	艦上攻撃機	艦上攻撃機	二隊
攻撃第二〇一乃至第四〇〇飛行隊	艦上攻撃機	艦上攻撃機	艦上攻撃機	二隊
攻撃第四〇一乃至第六〇〇飛行隊	陸上攻撃機	陸上攻撃機	陸上攻撃機	二隊
攻撃第六〇一乃至第八〇〇飛行隊	陸上攻撃機	陸上攻撃機	陸上攻撃機	二隊
偵察第一乃至第二〇〇飛行隊	陸上偵察機	陸上偵察機	陸上偵察機	一隊
偵察第二〇一乃至第三〇〇飛行隊	飛行艇	飛行艇	飛行艇	一隊
偵察第三〇一乃至第六〇〇飛行隊	水上偵察機	水上偵察機	水上偵察機	一隊
偵察第六〇一乃至第九〇〇飛行隊	哨戒機	哨戒機	哨戒機	一隊
挺進第一乃至第一〇〇飛行隊	輸送機	輸送機	輸送機	一隊

第一類編制 特設海軍飛行隊編制

第一類 編制 海軍航空隊ニ於ケル各班下士官數等ニ關スル件

●海軍航空隊ニ於ケル各班下士官數

等ニ關スル件

昭和十九年八月一日  
軍務一機密第七二九號

改正 昭和二十年第九〇號

(海軍省軍務局長ヨリ關係各廳長宛)

海軍航空隊ニ於ケル各班下士官數等ニ關スル件申進

飛行機又ハ特設飛行隊ヲ配屬セラレザル海軍航空隊ニ於ケル首題ノ件ハ昭和十九年軍務一機密第三三九號申進中「二海軍練習航空隊ニ指定セラレザル海軍航空隊」ニ準ズルコトニ定メラレ候但シ航空無線班下士官員數ハ左ノ通トス

航空隊名	無線班下士官員數
北東	八
關東	四
南方諸島	三
九州	二六
南西諸島	二六

濠洲	北印	馬來	南菲	中菲	北菲	西カロリン	東カロリン	マリアナ	臺灣
五	五	五	二六	三四	五〇	五	六	三	五八

●液体燃料消費規制強化ニ關スル件

昭和二十年二月二十三日  
軍務一機密第一四五號

(海軍省軍務局長ヨリ關係各局長宛)

液体燃料消費規制強化ニ關スル件申進

液体燃料消費規制ニ關シテハ昭和十九年十二月十四日軍務一機密第一一六六號(昭和十九年十二月十六日軍極秘海軍公報所載)ヲ以テ航空用燃料及重油ノ配分ニ付申進致置候處其ノ後戦局ハ

(軍務一機密第一四五號別表第一)

[軍極内九]

更ニ緊迫シ南方油ノ還送至難ニ依ル國內保有量ノ逼迫ハ愈其ノ極ニ達セントスルニ至リタルニ付テハ自今當分ノ間航空用燃料、重油及自動車、舟艇用燃料ノ配分ハ別表第一、第二及第三ノ通改メ(定メ)消費規制ヲ強化セラルコトト相成候尙日滿支生産ノ飛躍的増強ニ關シテハ關係各部異常ナル熱意ト努力ヲ傾注中ナル所之方促進ニ依リ速ニ需給ノ緩和ヲ計リ度ニ付今後共國內生産ニ關シ格段ノ盡力相成度

内地(台灣以北)ニ於ケル各月航空燃料配分表(單位軒)

配當先	品種		計	記	事
	航	揮			
實用機及練習機	一五、五〇〇	七、〇〇〇	二二、五〇〇		
航空機工作廳及會社	二、五〇〇	一、〇〇〇	三、五〇〇		
計	一八、〇〇〇	八、〇〇〇	二六、〇〇〇		

備考  
一 右ノ外海軍ノ作戰指揮下ニアル陸軍部隊ニ對シ毎月六〇〇軒以内供給スルモノトス  
二 作戰上ノ突發事件生起セル場合ノ消費ニ關シテハ別途考慮ス

第七類 兵備品 液体燃料消費規制強化ニ關スル件

(軍務一機密第一四五號別表第二)

内地(除台灣)ニ於ケル各月重油配分表(單位題)

配當先	數	量	記	事
聯合艦隊		五、〇〇〇	鎮守府、警備府ニ對スルモノハ管下軍需部及同支部ヨリ供給ノ 合計ニシテ護衛、警備、訓練、輸送艦船、陸廳(民間會社用ヲ モ併セタル工作廳用ヲ含ム)及陸上部隊用ヲ示ス	
海上護衛總司令部		五、五〇〇		
横須賀鎮守府		二、七〇〇		
吳鎮守府		五、七五〇		
佐世保鎮守府		一、三〇〇		
舞鶴鎮守府		一五〇		
大湊警備府		一五〇		
大阪警備府		二五〇		
鎮海警備府		二〇〇		
計		二一、〇〇〇		



(軍務一機密第一四五號別表第三)

内地(除台湾)ニ於ケル各月自動車及舟艇用燃料配分表(單位軒)

配當先	數量	記	事
横須賀鎮守府	八五〇	<p>一 特殊ノ場合ノ外二號「アルコール」又ハ「メタノール」ヲ供給ス</p> <p>二 數量ハ鎮守府、警備府各警備區内所在ノ各廳及部隊用ノ合計ヲ示ス</p> <p>三 需要査定要領ハ昭和十八年軍需機密第三六三號ニ準ズルモノトス</p>	
吳鎮守府	四五〇		
佐世保鎮守府	四〇〇		
舞鶴鎮守府	一二〇		
大湊警備府	一二〇		
大阪警備府	四五		
鎮海警備府	一五		
計	二,〇〇〇		

〔軍極内九〕

初版 軍極祕内令提要 終

第七類 兵備品 液体燃料消費規制強化ニ關スル件

昭和十一年七月十五日臺本印刷  
昭和十九年十二月二十二日同追錄第二十一號印刷

海軍大臣官房

印刷者 文壽堂

# ● 飛行機空中輸送協力ニ關スル件

昭和十九年十二月十七日  
官房空機密第三〇一八號

改正 昭和二十年第一五四號、第四〇一號

(海軍大臣ヨリ、吳、佐、大、高、  
陸軍大臣ヨリ、吳、佐、大、高、  
第十二航空艦隊司令長官ヨリ、  
第十二航空艦隊司令長官ヨリ)

## 飛行機空中輸送協力ニ關スル件訓令

飛行機空中輸送ノ順調ナル實施ヲ期スル爲當分ノ間左記ニ依リ  
主要航空基地ニ所在部隊及海軍航空廠ヲシテ飛行機空中輸送協  
力部ヲ設置セシメ通過飛行機及飛行機隊ニ對シ空輸飛行ニ必要  
ナル諸作業ヲ援助セシムベシ  
飛行機空中輸送協力部ノ作業ニ關シ必要ニ應ジ海軍航空本部長  
ヲシテ直接關係ノ向ニ通牒セシム

### 記

#### 一 協力部ヲ置ク航空基地

美幌、千歳、大湊、三澤、霞ヶ浦、香取、木更津、横濱、厚  
木、横須賀、豊橋、明治、岡崎、名古屋、鈴鹿(第二鈴鹿ヲ  
含ム)、姫路、吳、岩國、詫間、松山、大分、博多、佐伯、鹿  
屋、笠ノ原、出水、國分、宮崎、鹿兒島、串良、大村、小

第五類 航空 飛行機空中輸送協力ニ關スル件

[軍極内九]

祿、臺北、新竹、臺中、臺南、高雄(第二高雄ヲ含ム)、東港、  
河和、上海、徳島

#### 二 協力部ノ編制

當該航空基地所在ノ首席部隊指揮官(部隊アラザル場合ハ所  
在首席武官)ヲ部長トス、部長ハ現地ノ事情ニ應ジ所在ノ部  
隊及擔任海軍航空廠職員若干名ヲ部員トシテ協力部ヲ組織シ  
所要ニ依リ之ニ下士官、兵及海軍航空廠工員ヲ配屬スルモノ  
トス

#### 三 援助作業

空中輸送飛行機ノ整備修理、燃料補給、氣象、通信、休養、  
宿泊、食事等一切ノ援助ヲ爲スモノトス

#### 四 所要器材燃料等ノ準備

飛行機整備用器材ハ海軍航空廠ニテ準備シ其ノ他ハ所在部隊  
ノ兵備品ヲ以テ準備スルモノトス

#### 五 其ノ他

(イ) 空中輸送飛行機指揮官(單機ノ場合ハ機長)ハ航空基地  
使用ノ際豫メ空中輸送協力部ニ連絡ノ上要望事項ニ就キ協  
議スルモノトス

二八ノ一〇ノ一

第五類 航空 飛行機空中輸送協力ニ關スル件

(ロ) 主要航空基地所在ノ部隊及擔任海軍航空廠ハ豫メ各協力部應援配置ヲ定メ置キ協力部ノ要求ニ依リ速ニ作業員ヲ派遣スルモノトス

(ハ) 協力部事務所ニハ「某飛行機空中輸送協力部」ノ標札等適當ナル標識ヲ掲ゲ之ヲ明示スルモノトス

附 令

昭和十九年官房空機密第一八七二號ハ之ヲ廢止ス

昭和十三年十二月一日臺本印刷  
昭和二十年三月三十一日同追録第九號印刷

海軍大臣官房

印刷者 文壽堂